

第 8 章

防衛施設周辺の生活環境の整備

[防衛省所管]

《前年度からの主な変更点》

ページ	変更内容	令和 5 年度版	令和 4 年度版
125	本市における民生安定施設補助事業（8条） 令和 4 年度分の追加	補助額 2,176,933	—
129	本市における調整交付金事業（9条） 令和 4 年度分の追加	補助額 366,232	—
133	防衛施設周辺整備事業補助金、基地交付金の交付額一覧表 令和 4 年度分の追加	（省略）	—

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、基地が所在することに伴って起こる住民生活への影響を勘案して、いわゆる基地対策としての国（防衛省）による補助制度（補助金、交付金）があり、社会資本の整備等に伴うものとして助成されるものである。

(1) 障害防止工事への助成

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条）

自衛隊や駐留米軍は、その任務を果たすために、飛行場、演習場等の防衛施設を使用して演習、訓練等を行うが、これらの活動によって他に大きな障害を与える場合がある。

例えば、

- ① 機甲車両等の頻繁な使用によって道路の損傷を早める。
- ② 戦車等による訓練や射撃訓練によって演習場が荒廃し、当該地域の保水力が減退して附近の河川に洪水等の被害が生じやすくなる。あるいは河川への土砂流出が激しくなる。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や航空機の低空飛行によって周辺民家でテレビジョンの映像を不鮮明にする。
- ④ 航空機騒音や射撃音によって学校教育や病院の診療活動に迷惑をかける。

等の例がある。

このような場合に、市町村等の地方公共団体その他の者が、これらの障害を防止又は軽減するために、道路や河川の改修をする、砂防堰堤を設ける、共同のテレビジョン受信アンテナを設ける、学校、病院等の防音工事を行うというように、いわゆる障害防止の工事がなされるとき、国はその工事を行う者に対して、工事に要する費用を補助することになる。これが障害防止工事の助成である。

補助の割合については、自衛隊等の行為により生ずる障害の防止という観点から、原則として10分の10としているが、障害の原因が競合している場合、又は補助を受ける者が障害の防止にとどまらず、利を得るような場合は、受ける利の程度によって減率補助が行われる。

○本市における障害防止工事助成事業（3条）

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容	備考
S50	7,089	庵浦水道施設	
—	—	(51年度～54年度実績なし)	
55	20,271	敷島橋通線	
56	129,886	敷島橋通線、宮の浦排水路	
57	116,529	敷島橋通線、宮の浦排水路	
58	139,056	敷島橋通線、宮の浦排水路	
59	62,984	敷島橋通線、宮の浦排水路、大潟地区洪水対策	
60	28,810	宮の浦排水路	
61	39,780	宮の浦排水路	
62	14,446	宮の浦排水路、大潟地区洪水対策	

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容	備考
S63	46,994	大潟地区洪水対策	
H元	46,388	大潟地区洪水対策	
2	31,323	大潟地区洪水対策	
—	—	(3年度～6年度実績なし)	
7	54,700	宮の浦排水路	
8	37,000	宮の浦排水路	
9	20,000	宮の浦排水路	
10	97,800	宮の浦排水路	
11	54,400	宮の浦排水路	
12	3,277	寄船地区消波工	H13年度～繰越
13	104,551	寄船地区消波工	H12年度の繰越分
14	0	指方安久の浦線	H15年度～繰越分
15	58,742	指方安久の浦線、椎木大潟町線	指方安久の浦線は H14年度の繰越分を含む
16	61,261	指方安久の浦線、椎木大潟町線	指方安久の浦線はH15 年度の繰越分を含む
17	39,973	指方安久の浦線、椎木大潟町線	双方ともH16年度の繰 越分を含む
18	51,346	指方安久の浦線、椎木大潟町線	双方ともH17年度の繰 越分を含む
19	261,818	指方安久の浦線、椎木大潟町線	双方ともH18年度の繰 越分を含む
20	123,922	指方安久の浦線、椎木大潟町線	
21	234,699	指方安久の浦線、椎木大潟町線	椎木大潟町線はH19年 度の繰越分を含む
22	105,938	指方安久の浦線、椎木大潟町線	椎木大潟町線はH21年 度の繰越分を含む
23	5,645	椎木大潟町線	
24	17,434	椎木大潟町線	
—	—	(25年度～29年度実績なし)	
30	23,476	椎木大潟町線	椎木大潟町線は、H25 ～29の間、事業休止
R元	22,661	椎木大潟町線	
—	—	(2年度～4年度実績なし)	

(2) 民生安定施設整備への助成

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条)

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動が疎外されると認められる場合において、地方公共団体がその障害の緩和に資するために、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、国はその費用の一部を補助することができることになっている。

但し、補助に際しては、

- ① 防衛施設の設置・運用と周辺住民の生活や事業活動に生じる障害との間に因果関係があること。
- ② 生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備が障害の緩和に資するために行われるものであること。
- ③ 施設の設備について執られる必要な措置は、県や市町村等の地方公共団体が執るものであること。などが要件とされている。

この民生安定施設整備への助成は、法第3条でいうところの障害の直接的な防止、軽減ということではないにしても、防衛施設の設置・運用から生じる障害をそのままにしておくことは適当でないため、間接的・補完的にその障害を緩和させるような公共施設の整備を行い、民生の安定に努めるための助成措置である。

(補助率は事業内容によって異なるが、一般的な公共事業の国庫補助率より高率となっている。)

○ 本市における民生安定施設補助事業 (8条)

決算ベース (単位: 千円)

年度	補助額	事業内容
S 50	84,278	浦頭埠頭整備、赤崎中部線道路、向後崎線道路
51	32,541	赤崎中部線道路、向後崎線道路、消防ポンプ自動車
52	81,720	浦頭埠頭整備、赤崎中部線道路、向後崎線道路、針尾漁協漁民研修所・荷捌所
53	122,907	浦頭埠頭整備、天神公園、金山地区水道整備、向後崎線道路、赤崎中部線道路、消防ポンプ自動車
54	232,656	浦頭埠頭整備、赤崎中部線道路、天神公園、金山地区水道整備、体育文化館、白岳大塔町線道路、相浦漁協漁民研修所・漁具保管作業所
55	232,754	浦頭埠頭整備、天神公園、体育文化館、白岳大塔町線道路
56	330,459	浦頭埠頭整備、天神公園、体育文化館、白岳大塔町線道路、相浦地区水道整備、消防ポンプ自動車
57	319,797	天神公園、体育文化館、白岳大塔町線道路、相浦地区水道整備
58	48,057	天神公園、白岳大塔町線道路、消防ポンプ自動車
59	37,706	白岳大塔町線道路、水産種苗施設
60	224,474	白岳大塔町線道路、水産種苗施設、消防ポンプ自動車

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容
61	162,154	白岳大塔町線道路、水産種苗施設、田の頭安久の浦線道路、東明公園、有福第一公園
62	144,758	白岳大塔町線道路、田の頭安久の浦線道路、東明公園、有福第一公園、大崎公園、大崎農道、東浜漁具倉庫、消防ポンプ自動車
63	243,724	白岳大塔町線道路、田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜地区防波堤
H元	380,893	田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜地区防波堤、東浜公園、アサリ養殖施設、消防ポンプ自動車
2	323,150	田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜公園、野崎地区防波堤
3	571,491	田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜公園、野崎地区防波堤、俵ヶ浦地区漁港整備、消防ポンプ自動車、鳩の浦大崎線道路
4	475,024	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、東部グラウンド、東浜公園、陣の内公園、野崎地区防波堤、俵ヶ浦地区漁港整備
5	471,584	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、東部グラウンド、陣の内公園、野崎・東浜地区防波堤、俵ヶ浦地区漁港整備、化学消防ポンプ自動車
6	444,340	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、東部グラウンド、陣の内公園、野崎・東浜・俵ヶ浦・船越・俵ヶ浦(2)地区防波堤・漁港整備
7	517,998	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、野崎・東浜・俵ヶ浦・船越・俵ヶ浦(2)地区防波堤・漁港整備、餌料用保管、冷蔵庫、高規格救急自動車
8	222,180	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、野崎・船越・俵ヶ浦地区物場場、餌料用保管冷蔵施設
9	328,870	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、高規格救急自動車
10	246,238	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、水槽付消防ポンプ自動車、飼料用保管冷蔵施設
11	540,360	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、庵の浦地区防波堤、高規格救急自動車、北部配水本管布設
12	452,575	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、庵の浦地区防波堤、北部配水本管布設
13	763,082	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、庵の浦地区防波堤、北部配水本管布設、防災船、化学消防ポンプ自動車
14	397,980	田の頭安久の浦線道路、庵の浦地区防波堤、北部配水本管布設、新轟クリーンセンター
15	203,016	新轟クリーンセンター、相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設(物揚場)
16	1,006,201	新轟クリーンセンター、相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設(物揚場)、はしご付消防ポンプ自動車、赤崎中部線
17	805,273	新轟クリーンセンター、相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設(物揚場)、赤崎中部線、ごみ処理施設設置

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容
18	750,706	相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、ごみ処理施設設置、稗の坂線外1、救助工作車、愛宕地区公民館、江上地区体育室
19	888,092	東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、ごみ処理施設設置、稗の坂線外1、愛宕地区公民館、江上地区体育室
20	378,955	東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、ごみ処理施設設置、稗の坂線外1、愛宕地区公民館、高規格救急車
21	109,284	東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線
22	391,872	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線、高規格救急自動車、針尾地区公民館体育室、崎辺地区公民館、北部浄水場統合事業
23	923,242	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線、崎辺地区公民館、北部浄水場統合事業
24	800,111	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線、崎辺地区公民館、北部浄水場統合事業、針尾地区体育室、高規格救急自動車
25	481,352	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、北部浄水場統合事業、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦・佐世保公園）、野崎地区漁業用施設
26	508,852	野崎地区漁業用施設、赤崎中部線、稗の坂線外1、北部浄水場統合事業、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園・消防救急デジタル無線）、化学消防ポンプ自動車
27	761,813	野崎地区漁業用施設、赤崎中部線、稗の坂線外1、水道施設（送配水施設）統合更新事業、相浦地区コミュニティ供用施設、庁舎改修、船揚場改修、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園・消防救急デジタル無線）
28	723,112	野崎地区漁業用施設、赤崎中部線外1、稗の坂線外1、水道施設（送配水施設）統合更新事業、相浦地区コミュニティ供用施設、庁舎改修、高規格救急自動車、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園）
29	1,033,405	前畑崎辺道路、稗の坂線外1、水道施設（送配水施設）統合更新事業、相浦地区コミュニティ供用施設、庁舎改修、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園）

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容
30	429,190	前畑崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、高規格救急自動車、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設
R元	715,552	前畑崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設、俵ヶ浦地区漁業用施設
2	1,242,065	前畑崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、高規格救急自動車、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設、俵ヶ浦地区漁業用施設
3	1,007,267	前畑崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設
4	2,176,933	前畑崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設、高規格救急自動車

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条)

特定防衛施設が所在する市町村は、本来、行政として取り組むべき住民の生活環境の整備や福祉の向上を図るに当たり、防衛施設の設置又は運用による影響を踏まえて実施せざるを得ないところであり、防衛施設が所在しない他の市町村に比べ、より大きな負担を余儀なくされている状況にある。

本交付金は、このような状況にある市町村が生活環境整備の一環として行う、公共用施設の整備に対し措置されるものであり、当該市町村のまちづくりに着目して行われるものである。

○本市における調整交付金事業（9条）

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
S50	33,079	ごみ収集車、排水路、公園整備
51	59,233	ごみ収集車、消防団格納庫、公園整備、学校・公衆便所、渡船施設、橋拡張
52	67,957	ごみ収集車、消防団格納庫、公園整備、図書館巡回文庫車、学校・公衆便所
53	93,695	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、救急自動車、公園整備、学校・公衆便所、プラネタリウム投影機
54	100,331	ごみ収集車、消防団格納庫、公園整備、天体観測室、学校・公衆便所、渡船施設
55	106,508	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校・公衆便所、木場浮立資料館研修所、簡易水道貯水池、水路改良
56	106,900	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校・公衆便所、水路改良、アーチェリー競技場
57	113,416	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校・公衆便所、橋拡張、側道橋整備、オイルフェンス巻取機
58	113,683	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、歩道整備、学校・公衆便所
59	121,843	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、公園整備、歩道橋・歩道整備、学校防球フェンス・便所
60	137,627	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、救急自動車、公園整備、公園便所、側道橋・歩道整備、浦頭引揚記念資料館、市民ポート室、学校防球フェンス
61	137,325	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、側道橋・歩道整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、地区集会所
62	141,417	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、公園整備、歩道・歩道橋整備、学校防球フェンス、瀬標、地区集会所、道路改良・防護柵
63	122,332	ごみ収集車、消防団分駐所、公園整備、学校防球フェンス、歩道整備、瀬標、道路防護柵、すぎのこ園通園バス

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
H元	132,712	ごみ収集車、消防団分駐所、消防指揮車、公園整備、学校防球フェンス・便所、自然歩道整備、瀬標、道路改良・防護柵、簡易水道貯水池、地区集会所
2	132,853	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、防火水槽、公園整備、学校防球フェンス・便所、自然歩道整備、瀬標
3	128,056	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良
4	181,809	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス、瀬標、道路改良
5	182,831	ごみ収集車、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス、瀬標、道路改良、河川改良
6	182,132	ごみ収集車、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス、瀬標、道路改良、河川改良、ナマコ用築いそ
7	203,506	ごみ収集車、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、河川改良、ナマコ用築いそ
8	203,947	ごみ収集車、消防用サイレン、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、河川改良、ナマコ用築いそ、消防詰所、総合グラウンド公衆便所
9	204,375	ごみ収集車、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、ナマコ用築いそ、消防詰所、総合グラウンド排水設備、水産センター中央制御盤、通園バス
10	211,031	ごみ収集車、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、河川改良、築いそ、リフト付バス、魚病検査棟、トンネル防災設備、消防車両、スポークトラクター、消防用サイレン、サイレン遠隔受信装置
11	219,086	ごみ収集車、藻場造成、総合グラウンド写真判定装置、道路改良、河川改良、消波ブロック、消防車両、犬捕獲車等、消防用サイレン、築いそ、瀬標、公園整備、学校防球フェンス
12	229,147	ごみ収集車、藻場造成、道路改良、学校防球フェンス、便所、河川改良、消防用車両、消波ブロック、消防用サイレン、築いそ、瀬標、公園整備、プールタッチ板、液体クロマトグラフ
13	223,654	ごみ収集車、藻場造成、消波ブロック、河川改良、消防用車両、消防用サイレン、消防団格納庫、築いそ、瀬標、公園整備、道路改良、体育文化館・プール改修
14	241,909	消波ブロック、築いそ、瀬標、河川改良、消防用車両、消防用サイレン、公園整備、道路改良、体育文化館改修、地区集会所
15	244,522	消波ブロック、防波堤、築いそ、瀬標、河川改良、消防用車両、消防用サイレン、公園整備、道路改良、体育文化館改修、最終処分場法面工・車両、犬捕獲車、子育て支援センター改修、ごみ収集車
16	243,237	防波堤、築いそ、瀬標、河川改良、消防団格納庫建築、公園整備、道路改良、体育文化館改修、小学校施設改修、子育て支援センター改修、ごみ収集車、ゴミ最終処分場施設整備
17	251,249	防波堤、瀬標、便所整備、溜池改修、河川改良、排水路、消防用車両、公園整備、道路改良、プール改修、子育て支援センター改修、ごみ収集車、犬捕獲車、地区集会所

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
18	218,385	防波堤、瀬標、築いそ、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、排水路、消防用車両、道路改良、公園整備、子育て支援センター改修、小学校合併浄化槽設置、ごみ収集車、駐車場整備
19	256,265	防波堤、瀬標、築いそ、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、排水路、消防用車両、道路改良、公園整備、通園バス、中学校合併浄化槽設置、公衆トイレ設置、小学校プール改修、小学校多目的室床改修、道路測量設計、小学校合併浄化槽設置
20	242,247	防波堤、瀬標、築いそ、漁業体験施設、ごみ収集車、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、中学校屋根改修、温水プール改修、体育室整備、防火水槽、消防用格納庫
21	250,876	瀬標、築いそ、ごみ収集車、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、温水プール改修、体育文化館改修、防火水槽、消防用格納庫
22	251,576	築いそ、灰出し車、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、体育文化館改修、防火水槽、消防用格納庫、移動図書館車、交通局バス車両、排水路整備
23	306,021	築いそ、溜池改修、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、体育文化館改修、防火水槽、消防用格納庫、交通局バス車両・歩道上屋整備、排水路整備、多目的広場整備、小学校開放用便所設置
24	295,183	築いそ、有害鳥獣対策、消防用車両、道路改良、公園整備、体育文化館改修、美術センター改修、防火水槽、歩道上屋整備、清掃船
25	299,038	築いそ、有害鳥獣対策、消防用車両、消防団格納庫、道路改良、交通局バス車両、公園整備、野球場改修、美術センター改修、図書館改修、駅公衆便所新築、水産センター改修
26	262,890	築いそ、有害鳥獣対策、水産センター改修、昭和地区用水路改修、赤マテ貝生態調査、新鹿子前トンネル照明灯、道路改良、佐世保公園、島瀬公園、消防団格納庫、消防用車両、美術センター改修、図書館改修、野球場改修、陸上競技場改修
27	428,855	築いそ、有害鳥獣対策、水産センター改修、昭和地区用排水路改修、赤マテ貝生態調査、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、道路改良、公園整備、消防用車両、小学校トイレ改修、美術センター改修、公民館E V設置、野球場改修、イベント館、市営乗合バス、遠心濃縮器整備
28	367,355	築いそ、水産センター改修、赤マテ貝生態調査、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、大型客船対応基盤、道路改良、公園整備、消防用車両、小学校トイレ改修、野球場改修、遠心濃縮器整備
29	369,217	築いそ、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、海面清掃施設整備、道路改良、公園整備、消防用車両、ゴミ収集車、体育文化館トイレ改修、コミュニティセンターエレベーター改修、遠心濃縮器整備

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
30	397,720	築いそ、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、水産センター改修、道路改良、公園整備、早岐駅西口整備、消防用車両、温水プール改修、地区公民館エレベーター新設、遠心濃縮器整備、心身障害者福祉センター空調機取替
R元	395,902	築いそ、防波堤整備、係留施設整備、水産センター改修、道路改良、早岐駅西口整備、消防隊員用防火装備更新、し尿処理施設整備、総合グラウンド改修、体育文化館改修
2	286,053	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、し尿処理施設整備
3	423,035	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、し尿処理施設整備、倉庫整備、体育文化館改修
4	366,232	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、倉庫整備、清掃船改修、排水本管布設

(4) その他の防衛施設周辺整備事業

○ 本市におけるその他の防衛省関係事業

(単位：千円)

年度	補助額	事業内容	備考
S. 59	5,800	光海中学校線道路	
60	24,999	光海中学校線道路	
61	42,000	光海中学校線道路	
62	16,790	光海中学校線道路	
H元	26,257	福石崎辺町線道路	
2	30,644	指方釜線道路	
3	370,286	福石崎辺町線道路、指方釜線道路	
4	76,556	指方釜線道路	
5	8,272	指方釜線道路	
10	9,372	崎辺町線道路 (福石崎辺町線道路の名称変更)	
11	54,532	崎辺町線道路	
12	253,546	崎辺町線道路	
13	77,798	崎辺町線道路	
14	94,181	崎辺町線道路	

* 光海中学校線道路：新規提供関係事業、崎辺町線道路：新規提供関係事業、指方釜線道路：提供施設整備事業

(5) 防衛施設周辺整備事業補助金、基地交付金の交付額一覧表(決算額)

(単位:千円)

年度	3条 障害防止	8条 民生安定	9条 調整交付金	3.8.9条 (小計)	その他の 防衛事業	基地交付金	合計
S 50	7,089	84,278	33,079	124,446	0	385,026	509,472
51	0	32,541	59,233	91,774	0	420,977	512,751
52	0	81,720	67,957	149,677	0	410,158	559,835
53	0	122,907	93,695	216,602	0	442,097	658,699
54	0	232,656	100,331	332,987	0	470,085	803,072
55	20,271	232,754	106,508	359,533	0	496,284	855,817
56	129,886	330,459	106,900	567,245	0	520,749	1,087,994
57	116,529	319,797	113,416	549,742	0	520,749	1,070,491
58	139,056	48,057	113,683	300,796	0	525,814	826,610
59	62,984	37,706	121,843	222,533	5,800	526,814	755,147
60	28,810	224,474	137,627	390,911	24,999	529,757	945,667
61	39,780	162,154	137,325	339,259	42,000	530,757	912,016
62	14,446	144,758	141,417	300,621	16,790	532,510	849,921
63	46,994	243,724	122,332	413,050	0	536,567	949,617
H元	46,388	380,893	132,712	559,993	26,257	590,062	1,176,312
2	31,323	323,150	132,853	487,326	30,644	592,537	1,110,507
3	0	571,491	128,056	699,547	370,286	593,876	1,663,709
4	0	475,024	181,809	656,833	76,556	609,448	1,342,837
5	0	471,584	182,831	654,415	8,272	611,311	1,273,998
6	0	444,340	182,132	626,472	0	612,966	1,239,438
7	54,700	517,998	203,506	776,204	0	641,393	1,417,597
8	37,000	222,180	203,947	463,127	0	648,507	1,111,634
9	20,000	328,870	204,375	553,245	0	637,565	1,190,810

(単位：千円)

年度	3条 障害防止	8条 民生安定	9条 調整交付金	3.8.9条 (小計)	その他の 防衛事業	基地交付金	合計
10	97,800	246,238	211,031	555,069	9,372	669,685	1,234,126
11	54,400	540,360	219,086	813,846	54,532	650,418	1,518,796
12	3,277	452,575	229,147	684,999	253,546	661,088	1,599,633
13	104,551	763,082	223,654	1,091,287	77,798	680,259	1,849,344
14	0	397,980	241,909	639,889	94,181	681,304	1,415,374
15	58,742	203,016	244,522	506,280	0	682,381	1,188,661
16	61,261	1,006,201	243,237	1,310,699	0	706,237	2,016,936
17	39,973	805,273	251,249	1,096,495	0	710,655	1,807,150
18	51,346	750,706	218,385	1,020,437	0	707,386	1,727,823
19	261,818	888,092	256,265	1,406,175	0	745,806	2,151,981
20	123,922	378,955	242,247	749,386	0	762,449	1,535,804
21	234,699	109,284	250,876	594,859	0	748,505	1,343,364
22	105,938	391,872	251,576	749,386	0	786,418	1,535,804
23	5,645	923,242	306,021	1,234,908	0	776,354	2,016,403
24	17,434	800,111	295,183	1,112,728	0	765,128	1,877,856
25	0	481,352	299,038	780,390	0	772,704	1,553,094
26	0	508,852	262,890	771,742	0	753,781	1,525,523
27	0	761,813	428,855	1,190,668	0	758,741	1,949,409
28	0	723,112	367,355	1,090,467	0	768,345	1,858,812
29	0	1,033,405	369,217	1,402,622	0	757,560	2,160,182
30	23,476	429,190	397,720	850,386	0	759,641	1,610,027
R元	22,661	715,552	395,902	1,134,115	0	788,018	1,922,133
2	0	1,242,065	286,053	1,528,118	0	789,948	2,318,066

(単位：千円)

年度	3条 障害防止	8条 民生安定	9条 調整交付金	3.8.9条 (小計)	その他の 防衛事業	基地交付金	合計
3	0	1,007,267	423,035	1,430,302	0	785,088	2,215,390
4	0	2,176,933	366,232	2,543,165	0	797,997	3,341,162

[備考]

*金額は決算ベースとし、当該年度からの繰越額については翌年度分とした。

*「3条」には、国からの受託事業を含む。

*その他の防衛事業とは、防衛施設庁新規提供関係事業（光海中学校線道路、崎辺町線道路）、提供施設整備事業（指方釜線道路）である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和49年 6月27日法律第101号

平成28年4月1日 最終改正（平成26年法律第69号による改正）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年6月条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月条約第7号）第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他の政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
 - (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの
- （第4条から第7条まで省略）

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（以下省略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

昭和49年6月27日法令第228号

令和5年4月1日 最終改正（令和5年政令第124号による改正）

（第1条から第11条まで省略）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補 助 に 係 る 施 設	補助の割合又は額
1	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の7
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2ほか
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の5
10	削除	
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5ほか

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 砲弾が実施される試験場（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第180条に規定する試験場をいう。第15条第5号イにおいて同じ。）

- (3) 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第9条第1項第1号に掲げるものを除く。）
- (4) 防衛施設（法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前3号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

（以下省略）

白 紙